

# 福生市教育委員会会議録

平成25年第12回定例会

- 1 開催年月日 平成25年12月19日(木)
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午前11時43分
- 4 場 所 第一棟4階 庁議室
- 5 出席委員 委 員 長 平 野 裕 子  
委員長職務代理者 渡 辺 浩 行  
委 員 德 永 喜 昭  
教 育 長 川 越 孝 洋
- 6 欠席委員 委 員 加 藤 孝 子
- 7 出席者氏名 教 育 次 長 田 村 博 敏  
参 事 小 沼 孝 行  
庶 務 課 長 高 木 裕  
生涯学習推進課長 笹 本 幸 三  
学校給食課長 鳥 越 裕 之  
スポーツ推進課長 横 倉 成 昭  
公 民 館 長 高 橋 清 樹  
図 書 館 長 島 弘  
主 幹 浅 野 正 道  
教育センター主幹 萩 原 晴 男  
指 導 主 事 森 保 亮
- 8 傍 聴 人 2名

## 9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第65号 福生市教育センター条例施行規則の一部改正について
- 日程第 4 議案第66号 福生市体育施設予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部改正について
- 日程第 5 議案第67号 福生市体育施設条例施行規則の一部改正について
- 日程第 6 議案第68号 福生市体育館条例施行規則の一部改正について
- 日程第 7 議案第69号 体育施設における予約業務に関する電子計算組織の通信回線による結合について（答申）
- 追加日程第1 議案第70号 平成26年度使用福生市立中学校特別支援学級教科用図書の新給不能に伴う採択について
- 日程第 8 報告第59号 平成25年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について
- 日程第 9 報告第60号 平成26年度スプリングスクール実施要項（案）について
- 日程第10 報告第61号 平成24年度文部科学省児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について
- 日程第11 その他報告事項

午前10時00分 開会

委員長 それでは、ただいまから平成25年第12回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

本日は加藤委員が欠席ですが、委員の過半数が出席しておりますので、本定例会の定足数は満たしております。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。本日追加議案が届いておりますので、これを日程第7、議案第69号の後に審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議案第70号、平成26年度使用福生市立中学校特別支援学級教科用図書の新給不能に伴う採択については、日程第7、議案第69号の後に審議することといたします。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、渡辺浩行委員、徳永喜昭委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告、教育長から報告願います。

教育長 改めまして、おはようございます。

それでは、前回の定例会以降の報告をさせていただきます。メモに沿って御説明申し上げたいと思います。

まず、冒頭の委員長の挨拶にもございましたけれども、師走になりました。本年最後の定例会でございますが、一段とまた寒くなっております。小中学校においては2学期が終了となりますけれども、インフルエンザ等の感染症が心配でございますが、今のところ特段その報告は受けていないところでございます。学校に対しましては、うがい等の励行等で健康に十分注意するように指示をしているところでございます。

社会教育につきまして、例年に増して充実をしております。多くの議員や市民の方々から御理解や御協力をいただき、前進していることを、感謝とともに実感しているところでございます。より一層地域社会総ぐるみの教育を進めていかなければならないという決意をしているところでございます。

それでは、まずはじめに、国の動向として、このところ新聞等で盛んに話題になっておりますが、教育委員会制度について、あるいは児童・生徒

の学習状況調査の説明責任のことにつきまして、折に触れ校長にもその旨の話をしているところでございます。国や都から連絡等が来るかと思いますが、地域における説明をどうするのかということについては、また議論をお願いしなければいけないのかと考えているところでございます。本来こういう学力調査につきましては、それぞれの調査目的がありまして、必ずしも公表だけにこだわる方がいいことではないと思っておりますが、その中で社会の状況を鑑み、いつでもきちんと胸を張れる状態で説明できるようにしようということ、学校長に話をしているところでございます。

また、いじめ等の認知件数や体罰についての調査報告等も報道されておりますが、本市におきましては、後ほど詳しく本市の状況を御報告申し上げたいと思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。

引き続きまして、市として独自に学力習得の問題、いじめ、不登校等の重要な課題について今後とも取り組んでいかなければならないと考えておりますので、教育委員会やふっさっ子未来会議等の議論をきちんと整理いたしまして、重要な施策としてその方向性を定めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは続きまして、学校教育関係で、不登校の状況調査について、後ほど指導主事から報告いたしますけれども、かなり厳しい状況であるということで、私からその数値について触れさせていただきます。

平成25年11月末の状況でございますけれども、このような形で中学校の不登校が大変増えております。厳しい状況がずっと続いているということと、また25年3月末での東京都や全国の平均を書かせていただいておりますが、御覧いただきますと一目瞭然でございます。この問題は大きな問題だと考えておりまして、先月の校長との面接におきましても、学力とともにその学校での対応につきまして報告をさせたところでございます。それぞれに努力はしているようでございますが、教育センター及び関係機関等を中心といたしまして、より一層その改善に向け連携を図っていかねばならないと考えております。

この中で、そよかぜ教室、学校適応支援室に今現在、11月30日現在ではございますが、小学校が4名、中学校が24名、合計28名の子どもたちが学校適応支援室につながっております。学校適応支援室の担当から毎月報告をいただき、今朝もその指導の中身について話をさせていただきましたが、今後とも学校適応支援室等につながっていくように、少しでも不登校の子どもたちに手厚い支援ができるように努めてまいりたいと考えているところでございますので、後ほどまた御意見をいただければと存じます。

そういったことを受けて、第二中学校における研究発表会では、子どもたちの自己肯定感を高める指導の工夫の発表がございました。教育の原点といった意味では再確認できたテーマであったと考えておりました、不登校や学力の問題と直結する教師の姿勢という意味で重要な示唆があったと認識しているところでございます。

小学校音楽会につきましても委員の皆様にも御出席をいただきまして、児童の発表を御覧いただきました。福生市の歌をはじめとして、すばらしい音楽のレベルがまた一層上がっていると確認をでき、大変うれしいひとときでございました。

そしてまた、12月10日には、議会中ではございましたが、第五小学校において東京都小学校放送教育研究大会を催すことができまして、委員長には御挨拶をいただきました。講師の先生のお話や、当日の子どもたちの様子が大変立派であったという報告を受けているところでございまして、一つ一つ教育の成果として見られる部分かと高く評価をいたしているところでございます。

社会教育関係でございますが、PTA連合会の例年の球技大会等、楽しく皆さん和気あいあいとやっておられ、大きな事故やけがもなく終了できたということで安心したところでございます。

市民文化祭の実行委員会も行われておりました、今年度も大変盛況であったという報告と、次年度へ向けて委員の皆様からさまざまに御意見を頂戴しているところでございます。年々発展をしておりますこの文化祭は、何といても市のイメージをつくり上げる重要な行事と捉えておりました、皆様方に感謝の意を伝えたとところでございます。

12月24日には市民栄誉章の授賞式を行うことになりました。このたびの国の文化功労賞を受賞されました吉増剛造様、福生市に御在住ということで、大変名誉なことでありまして、このような運びになったところでございます。市議会の決定も受けまして、24日に授賞式が行われ、教育委員長にはまた御挨拶をいただくことになっております。大変名誉なこととして参列をさせていただければと思っているところでございます。

それから、市議会でございますが、臨時議会につきましても、職員の給与について、人事院勧告に基づく給与の改定ということで臨時市議会が開催されたところでございます。

市議会第4回定例会が12月3日から、明日の本会議をもって終了となりますが、教育委員会に対しましてもさまざまに一般質問を受けておりました、次年度への重要施策等に対する期待と責任を感じる内容でございまして、

た。また改めて詳しく御報告を申し上げたいと思っております。

それから、12月16日に防災会議が行われました。この防災会議は、福生市の地域防災計画に基づき設置されている会議でございます。防災に関わります国や東京都、あるいは市内の関係機関、例えば国土交通省、東京都の河川の管理をしている責任者等、医療、福祉などのそれぞれ代表の方がお集まりをいただきまして構成をされている大変重要な会議でございます。この中で地域防災計画の本年度の改正内容が承認をされたところでございます。また、本年度に相次ぎました台風の襲来の対応等につきましても市としての対応について報告をいたしたところでございます。私ども事務局といたしましては、福東地区の建設予定でございます防災関連施設等の計画につきまして説明を申し上げたところでございます。学校も中心となる防災訓練を進めておりますが、今後ともさらに気を引き締めて、市民の命にかかる大変重要な会議でございますので、さらにその意識を高めてまいりたいと思っております。

ただいま市としては来年度の予算編成の動きが既にスタートしております。年々歳入の大変厳しい状況のある中で市政運営を行っている状況の中、ここで各課に対しまして予算要求に対する内示が出たところでございます。昨日までに課長ヒアリングを終えまして、これからそれぞれの現状に即して事業の精査等をきちんとしながら予算の復活、確保に努めていきたいと考えておりますが、これは市全体として考えていかなければいけないことでもありますので、課題ときちんとマッチングするところで重点化を図るべく折衝ができるよう考えているところでございます。

それから最後のその他でございます。大変うれしい報告が相次いだ月でもございました。12月9日に市長を表敬訪問された、福生第一中学校3年の佐久間美生さん、この方は全国電子オルガンの全国コンクールで最優秀賞をとられ、新聞にも大きく取り上げられました。それから、明るい選挙ポスターコンクールにおきまして、東京都の入賞者に、最優秀賞を含み4名の児童が入選するという、これも大変な快挙でございました。さまざまな児童・生徒の活躍につきまして、機会を捉えて訪れていただき、その子どもたちの力の向上がかなり見てとれました。このように表彰をしていただくことは大変うれしく思うところでございます。

以上、私からのこの1カ月の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第65号、福生市教育センター条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事 議案第65号、福生市教育センター条例施行規則の一部改正について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

福生市教育センターの組織改正に伴い規則を改正する必要があるために提案させていただきました。

現在、市議会12月定例会におきまして、福生市一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例に関しまして審議がされております。これを受けまして、福生市教育センター組織及び規則について改正をするものでございます。組織及び事務という資料を御覧ください。教育センターにつきましては、教職員研究研修所、学校適応支援室、教育相談室の3つの機能がございます。上の段が現行のもの、そして下の段に改正いたします構想を示しました。現行では、参事兼指導室長が教育センター長を務め、事務局の主幹が2名おりますが、市事務系の教育センター主幹が教育センター副センター長を務めております。教育センター主幹は、教職員研究研修所長、学校適応支援室長、そして教育相談室長として各部署の事務を統括し、処理しております。教育センターの機能ですが、教職員研修等を実施・管理しております教職員研究研修所、そして不登校などの児童・生徒を支援する学校適応支援室の運営と管理、さらに児童・生徒の悩みなどに関する相談及び個別支援に携わる教育相談室という3つの機能がセンターの機能として上げられます。この機能については、それぞれに高い専門性が求められ、職員は課題解決に努力しているところでございます。研修所においては人材育成及び確かな学力の定着を図るために教職員の資質、能力をいかに高めるべきか、学校適応支援室においては不登校児童・生徒の個に応じた改善に向け指導の充実をどのように図るべきか、教育相談室におきましては、特に子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するために早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、就学前の時期から保護者を含め関係者の教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深め、円滑な支援につなげるとともに、ここに保護者と教育委員会、学校などの合意形成をいかに図っていくべきか、このようなことについて対応しているところでございます。

多様な課題に直面している現在、担当者がそれぞれ機能、課題解決に向けて専念していくために組織を改正するものでございます。

下の段を御覧ください。事務局の主幹、教育系の事務局主幹がおりまして、新たに教育センター担当の任期付き職員、主査職を充てる予定でございますが、この者を新しいポストとして据えます。その下に教職員研究研修所、学校適応支援室、教育相談室というラインを設定していくものでございます。この組織の改正に伴いまして、現在の市事務系課長職を教育センター主幹として配置しておりましたが、主査職の配置に伴い廃止することといたします。

組織を見ながらの御説明は以上でございますが、4ページにお戻りください。以上の組織の部分の改正に伴いまして、第2条第5項を「教育センターにセンター担当を置く。」として、第7項におきまして、「教育センターに必要な職員を置くことができる」ということで、職員について内容を整理させていただきました。

また、第3条第2項では、副センター長をセンター担当に改めるということで、職名の変更をさせていただいております。

同様に第7条、そして第8条におきましても統括処理等につきまして語句の整理をさせていただいております。

また、第10条第2号におきましては就学支援を教育支援に改めるという名称の変更をさせていただいております。

第12条におきましても「統括処理をする」という形で、新旧対照表を抜粋させていただいたものが4ページに出ています。

以上、本日御審議を賜りまして、原案のとおり決定していただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

6ページの新旧対照表の現行の第4条のところに、教職員研究・研修所長は、仕事の1つとして、「事務を統括し、所属職員を指揮監督する。」とあり、現行では教育センターの3つの部門でそれぞれ職員を指揮監督するという方がいらっしゃいます。改正案では、この「指揮監督する」という文言がそれぞれ削除されていますので、新たなセンター担当という方には指揮監督の仕事内容は入っていないと思われませんが、新たに設けたセンター担当は教育センターの3つの部分の長となってお仕事されるわけですが、所属職員の指揮監督は結局なさないということでしょうか。話が変わりますが、その仕事の内容ですけれども、教育センターの3つの



機能を指揮監督する方は、室長かまたは統括主任ですか、そういう方がいらっしゃったと思うのですが、その方の職務がなくなる、またはその仕事なくなるわけです。それまで指揮監督していた方に代わる方がセンター担当だと私は思ったのですけれども、そのような仕事はもうなくてもよいということですか。

参事 この部分につきましてですけれども、第3条から始まり、研究研修所長を含めてですが、センター担当の職務は統括処理をすると規定させていただいております、指揮監督につきましては、センター長並びに副センター長が指揮監督をするということで対応するわけでございます。

委員長 指揮監督については別に明記しなくてもいいということでしょうか。  
教育長 それでは、私から補足させていただきます。

ただいまの御質問でございますが、改正案の第2条第6項を御覧いただきますと「センター担当は、副センター長を補佐する。」となっておりますので、9ページにございます組織図を御覧いただきますとセンター担当の上司として事務局主幹、そしてまた参事、指導室長を置いてあるところでございます。補佐ということでございますので、全ての職務、いわゆる副センター長の補佐としてその職務を担うということが含まれてまいりますので、当然実際の面におきましては、先ほど参事から申しておりますように、それぞれの3つの機能の長ということもございますので、当然のことながらその職員を統括し、指導するところはこれまでと変わらないところでございます。ただ、教育センターの中にこれまで統括主任というのを置いておりましたので、統括主任と、これまで置いてあった主幹の職務が若干重複するところもございましたので、その辺をはっきりさせまして、統括主任を削除させていただき、新たにセンター担当がそこを担うということになりますので、所属職員の指揮監督等につきましては、これまでどおり心配はないと考えているところでございます。

以上でございます。

委員長 では、特に明記はなくても含まれていると考えていいということですね。

あと、人員の配置ですけれども、これまでそれぞれ主任が3人いた職がなくなって、新たにセンター担当1名を配置したということは、実質的にはマイナス2名の人員配置ということになるのでしょうか。

教育長 私からお答えさせていただきます。これまでもそれぞれの3つの機能の長につきましては、それぞれ所属しています職員の代表という形で主任、あるいは所長という名称で呼んでいたわけございまして、特に人数が減ってくるとか、そういったことはないと思っているところでございます。

今回はその責任体制を明確にしたということで、常勤職員がそれぞれの長、トップといたしますか、責任の一番大きいところに立っていただくために、このような組織改正をしたところでございます。あくまでも常勤職員がその機能のトップに立つ、今までは非常勤の職員を、その代表、または主任に据えておりましたので、そのこのところを常勤職員であるセンター担当が担いますので、むしろ人数が減るということよりも、組織的にはより明確になり、責任体制がはっきりしたと思っております。

委員長 わかりました。マイナス2というイメージがあったのですけれども、そうではなくてプラス1の体制でやっていくということですね。とても重要な部署なので、人数が減ったらやりにくいと感じましたので、質問させていただきました。

徳永委員 お尋ねします。すっきりしてわかりやすかったのですけれども、多くの改正点が、組織変更に伴う職名や呼称の変更ということですが、第10条の「就学支援に関すること」を、「教育支援に関すること」と変えたのは、それらと違って大きな変更かと思いますが、そのねらいを改めて聞かせてください。

参事 現在、国の動向としては、個々の子どもに対して早期に支援を必要としておりまして、いかに保護者に障害を受容していただき、個に応じた支援を図っていくかという部分で、教育支援という語句が適正であるということから、教育支援に改正させていただきます。

教育長 今、参事が答弁したとおりでございますが、現在、国におきましてインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育ということで、文部科学省で推奨をし、それぞれの福祉分野との連携も図りながら、その制度の設置も急いでいるところでございます。現在、多くの区市町村教育委員会に設置されております就学支援委員会につきましては、今後、就学のみならず、早期からの教育相談や支援、あるいは就学決定ということで、どうしても就学となりますと就学の決定時といった印象が強くなります。そういったことだけではなく、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から教育支援委員会という名称にすることが適当でありまして、文部科学省としてもその通知を出しているところでございます。今後はそういった教育支援につきまして、その機能を拡充して、一貫した支援を目指す上で、その支援委員会が重要な役割を果たすといったところでは、教育の原点になってくるかと思ひまして、これまで誤解されていた部分もあろうかと存じますので、本市といたしましては、就学時にこだわることのない教育支援、個別支援であり続けたいということからその用語も改正

しようということでございます。

徳永委員長 ありがとうございます。

委員長 ほかにごございますか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第65号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第4、議案第66号、福生市体育施設予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長 それでは、日程第4、議案第66号、福生市体育施設予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部改正について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

提案理由でございますが、インターネットによる体育施設予約システムの予約対象施設の拡大等に伴い規則を改正する必要があるため規則の一部改正を行うものでございます。

次に、内容でございますが、新旧対照表で説明させていただきます。まず、規則の名称でございますが、現行では「福生市体育施設予約システムの運用及び利用者登録に関する規則」を、改正案では、福生市体育施設のあとに「等」を追加いたしまして、「福生市体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則」に改正しようとするものでございます。「等」を追加した理由といたしましては、現行の第2条第1号の中で、体育施設を福生市体育施設条例別表第1に掲げるものとしており、これは野球場等の屋外施設のみを示しており、体育館は含まれておりません。したがって、体育館条例に含まれます体育館が加わるため体育館を「等」に置きかえて、体育施設等に名称を変更し、改正案のとおりいたそうとするものでございます。

次の第1条、第2条もただいま説明したように、体育館を含めたことによる施設の拡大に伴う用語の整理及び追加でございます。

第3条は、テニスコートについては、個人での予約ができることに伴う団体の定義の修正、個人の定義などの追加でございます。

次の第4条から第9条、第10条から第13条までの網かけ箇所につきましては、各用語の整理を行い、次の別表第1、第2は網かけの箇所の施設及

び範囲の追加等をするものでございます。

最後に、附則といたしまして、この規則は平成26年1月4日から施行いたそうとするものでございます。

恐れ入りますが、20ページから28ページまでは申請書等の様式となっております。説明は時間の都合上省略させていただきます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明が終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

これはほとんど名称変更と用語の整理ということですね。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第66号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第5、議案第67号、福生市体育施設条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長 それでは、日程第5、議案第67号、福生市体育施設条例施行規則の一部改正について提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。

提案理由は、引用する規則の名称が改正され、本規則を改正する必要があるため、規則の一部改正を行うものでございます。

内容でございますが、資料につきましては、福生市体育施設条例施行規則の一部改正新旧対照表を御覧ください。第2条第3項の規則の名称を体育施設の後に等を追加して、「福生市体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則」に改正しようとするものでございます。これは体育館が加わったことに伴う名称の改正でございます。

最後に、附則といたしまして、この規則は、平成26年1月4日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

これも前案の規則の名称の改正のための用語の整理ということですね。  
よろしいでしょうか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第67号は原案のとおり決することに御異議あり  
りませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第6、議案第68号、福生市体育館条例施行規則の一部改正  
についてを議題といたします。

スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長 それでは、日程第6、議案第68号、福生市体育館条例施行規則の一部改  
正について、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。

提案理由は、インターネットによる体育施設予約システムの子約対象施  
設拡大等による規則の改正に伴い、使用に関する規定を追加いたしたいの  
で、本規則を改正する必要があるため、規則の一部改正を行うものでござ  
います。

内容でございますが、資料につきましては、福生市体育館条例施行規則  
の一部改正新旧対照表を御覧ください。改正案の第2条第3項にシステム  
予約に関する予約手続の処理規定を追加するもので、このことに伴いまし  
て現行の第3号は第4号に繰り下げとなるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この規則は平成26年1月4日から施行い  
たそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い  
申し上げます。

委 員 長 内容説明がおわりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第68号は原案のとおり決することに御異議あり  
りませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第7、議案第69号、体育施設における予約業務に関する電子

計算組織の通信回線による結合について（答申）を議題といたします。

スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長 それでは、日程第7、議案第69号、体育施設における予約業務に関する電子計算組織の通信回線による結合について（答申）につきまして、提案理由並びにその内容について説明をいたします。

提案理由でございますが、インターネットによる体育施設予約システムの予約対象施設等を拡大するため、体育施設における予約業務に関する電子計算組織を通信回線により結合を行うことについて、別紙のとおり福生市個人情報保護審議会から答申があり、通信回線により結合を行いたいため、本議案を提出するものであります。

次に、内容でございますが、議案第69号資料を御覧ください。1の審議会の結論でございますが、電子計算組織の結合により個人情報を取り扱うことについて同意するものでございます。

2の審議会の判断でございますが、福生市個人情報保護条例第10条について記載がございますが、論点につきまして、セキュリティーの確保と事業の公益性の2点でございます。

まず、1点目のセキュリティーの確保について主な点といたしまして、(1)から(6)までの6点記載がございます。このことから現時点で考えられる市民等への情報漏えい等を防ぐためのセキュリティー対策については、結合の環境上講じていると判断するものでございます。

次に、2点目の事業の公益性については、多様化した市民ニーズに対応するために必要な事業であると考えられ、また市民から対象施設拡大の要望が多くあることなどを鑑みると事業の実施は市民サービス向上に寄与するものであると認められると判断するもので、以上のようなことから同意をいただけるものでございます。

次に、3の福生市教育委員会に対する提言でございますが、回線を流通する個人情報については、特段の情報保護を配慮し、適正な利用・運用が確保されるよう従事する職員の個人情報保護意識の徹底をすることを提言するものでございます。

以上、御審議を賜りまして、答申のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

暫時休憩をとらせていただいでよろしいですか。

それでは、暫時休憩に入ります。

休 憩  
再 開

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
質疑がありましたらお願いいたします。

渡 辺 委 員 特にございませんが、答申にあるとおり最終的には「人」だということ  
で、非常に重要なことなので、セキュリティー対策の意識を徹底して  
いただきたいと思います。

委 員 長 ほかにございせんか。

私たちがお願いした諮問に対する答申ですが、今、渡辺委員がおっし  
やったようにセキュリティーの確保や、個人情報保護に、何回もしっかり  
と、きちんとその保護を確保して、また携わる人たちにも個人情報保護に  
対する意識モラルを高めていくという、何重にも保護をきちんと重ねなが  
らやっていってほしいという、そういう提言をしっかりと酌み取って  
いただきたいと私も思います。

ほかにございせんか。

それでは、ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第69号は答申のとおり決することに御異議あ  
りせんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号は答申のとおり決定することといたします。

次に、追加日程第1、議案第70号、平成26年度使用福生市立中学校特別  
支援学級教科用図書の供給不能に伴う採択についてを議題といたします。

主幹より内容説明をお願いいたします。

主 幹 それでは、追加日程第1、議案第70号、平成26年度使用福生市立中学校  
特別支援学級教科用図書の供給不能に伴う採択について、提案理由並びに  
内容について御説明を申し上げます。

まず提案理由でございますが、平成26年度使用福生市立中学校特別支援  
学級の教科用図書において供給不能となった教科用図書が含まれていたた  
め、改めて教科用図書を採択する必要があるもので、本案を提出するもの  
でございます。

次に、内容についてでございますが、1の採択の経過でございますけれ  
ども、平成25年第7回教育委員会定例会におきまして、平成26年度に使用  
する福生市立小中学校特別支援学級教科用図書につきましては、採択を既  
にいただいているところでございます。本市教育委員会事務局では、この

結果に基づきまして、東京都教育委員会宛てに需要数を報告いたしましたところ、2の採択の変更についてのとおり、東京都教育委員会より平成25年12月17日付通知、「平成26年度における学校教育法附則第9条による一般図書の需要数変更の報告について」により、福生第一中学校8組におきまして、平成26年度に使用いたします音楽の教科用図書につきまして、改訂のため供給不能であることがわかりました。そこで福生第一中学校8組の第3学年の生徒に適切と思われる図書について改めて選定をするように依頼をいたし、12月18日に教科用図書調査委員会を開催して、同じ教科用図書の改訂5訂版を選定いたしましたところでございます。

議案書の5ページから6ページに同校が選定いたしました教科用図書名及び調査委員会報告書を示してございます。

以上、教育委員の皆様には内容を御確認いただきまして、御審議の上、採択を御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

委員長 内容説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

これが品不足、または絶版になったということで変更になったわけですが、私たちが7月に採択する時期にはそういう予定や教科書はわからなかったのでしょうか。

主幹 昨年度、絶版であったり、在庫不足ということがございましたので、本年度そういった御指摘を受けて、担当者は7月に採択になった後、すぐに採択になる各教科書の会社に問合せをいたしまして、そういったことがないように確認をいたしておりました。ですから、今年度につきましては絶版であったり、在庫不足ということではなく、今回はあくまでも4訂版が5訂版に改訂になったということでもありますので、そういった点で今回新たな採択をお願いするところでございます。ほかにはそういった絶版であったり、在庫不足はないという確認はいたしました。

委員長 昨年については絶版や在庫不足が多かったので心配していました。新しいものに改訂されたということでわかりました。

ほかに御質問ありますか。よろしいですか。

それでは、質疑ないようですので、これで終わります。

お諮りいたします。議案第70号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。



よって、議案第70号は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第8、報告第59号、平成25年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果についてを議題といたします。

指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは、日程第8、報告第59号、平成25年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について御報告いたします。

平成25年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」が、本年11月28日に発表されました。本市における結果を分析し、概要としてまとめましたので、御報告いたします。

本資料は、学校に対する指導資料として作成したものでございます。本調査は平成25年7月4日木曜日に全校悉皆調査として、小学校第5学年、中学校第2学年を対象に実施いたしました。本調査は、学習指導要領に示されている目標及び内容の実現状況及び読み取る力に関する内容の習得状況を把握し、指導方法の改善に結びつけることにより児童・生徒一人一人の確かな学力の定着と伸長を図ることを目的としております。

まずは小学校でございます。小学校の結果は、国語、社会、理科において東京都と4.5ポイント程度の差でございました。ただ、算数に関しましては8ポイント程度の差がございました。各教科における課題があった問題について、各教科に共通する課題が2点ございます。一つは、知識の定着が十分でなく、記述式の問題に自信が持てない児童が多いと思われる点、二つ目は、資料や式の意味を読み取る力が弱く、活用できない児童が多い、この二つでございます。

小学校国語の課題が見られた問題6を御覧ください。（1）はお礼の手紙に用いる言葉としてふさわしいものを記述させる短答式の問題ですが、半数近い児童が誤答になっております。「きたけれど」を「きましたが」に替える問題であり、多くの児童は日常の生活の中で使っているのですが、正答率が低い結果となっております。この原因につきましては、本調査全体の出題形式による影響が考えられます。本調査は、自校で採点する関係で採点要領を明確にするために選択式の問題が多いのが特徴です。しかし、中には6（1）のような短答式の問題もございまして、このような問題を回答するには確かな知識が必要になります。ところが、自分の考えを記述することに自信が持てず、誤答となってしまったと思われまます。本調査を集計するに当たり無回答率については提出を求めておりませんでしたので、データとしてはございませんが、無回答としてしまった児童が多いのではないかと予想できます。後ほど説明させていただきます

中学校英語についても同様の傾向があることが判明いたしました。

二つ目の課題である資料や式の意味を読み取る力が弱い点については、小学校社会で御説明いたします。今回の小学校社会の結果におきまして、観察・資料活用の技能の観点については、東京都との差が大きいことがわかりました。課題が見られた問題でございます。8（3）の問題は、関東大震災の写真について（1）及び（2）で読み取らせ、（3）で写真から時代背景を類推させるという問題でございます。選択肢の文章表現についても小学校5年生には難しいと思われる問題ではございますが、ポイントとなるのは、日常の授業においてこのような活動をどれぐらい取り入れているかということでございます。与えられた資料を自分なりに読み取り、感じたことを交流することで学びを広げていくことで、考えたことを表現する力を身につけていくということが必要であるという問題でございます。

続きまして、小学校算数では、今回の調査において東京都との差が最も大きい結果になりました。特に数学的な考え方や読み解く力に関する内容について大きな差が見られました。これを改善するためにはやはり日ごろの授業が大切となります。8（1）及び9（2）は、文章から式を表現するという問題ですが、繰り返しの計算問題を教え込む授業では表現する力はなかなか身につけません。授業改善のポイントに記載されておりますように□や○を用いて問題場面を式に表す指導の充実を図ったり、1つの事柄に対していろいろな考え方を学び合う活動を図ったりして思考を深め、時には与えられた式についてどのような考え方によって導き出された式なのかを読み取るような学習が大切となります。

資料の読み取りについては小学校理科の9（2）においてその結果が出ております。ここでも資料を表面的に読み取らせるだけでなく、そこからどのようなことがわかるのかということまで読み取らせるような指導が必要ということがわかりました。

続きまして、中学校でございます。中学校では昨年度や今年度の全国学力学習状況調査と比べ、高い結果が得られております。特に国語、理科、英語につきましては、東京都の平均に近い正答率を得ております。成果として挙げられる点を報告させていただきますと、中学校英語における外国語理解の能力についてでございます。この観点はリスニングによるものでございますが、東京都の平均正答率を超える結果になりました。この理由につきましては、本市は全校の英語の授業に教員の加配をつけて習熟度別学習を実施しております。教育委員会訪問でも御覧いただきましたと思い

ますが、英語については昨年度以上に習熟の程度に応じた授業を展開するように意識しており、習熟の程度が早い生徒のいるクラスでは、原則として全て英語で授業をさせるなどの工夫が見られております。また、小学校の外国語活動では、基本的に5、6年生の全ての外国語活動の時間にALTを配置しており、中学校入学当初から英会話に対する抵抗が少ないとの感想も挙がっております。来年度は教育課程編成の基本的な考え方に英語教育の推進を掲げていることもあり、この英語の習熟度別学習をさらに発展するように定着を図ってまいりたいと思います。

また、課題につきましては、同じ英語の9を御覧ください。この問題は英語で自己紹介をしようという内容で、文法上間違っていたり、単語のスペルが間違っていたりしても、最後にピリオドが打っており、4文を書いていれば正答という問題でございました。先ほどの小学校国語と共通する課題でございますが、ただ知っている文を書けばいいというところではございますが、書くことに自信がないので書けないという生徒が多いため正答率で20ポイント程度の差が開いてしまいました。この課題を改善するには、日常会話が間違っている、英語で表現するなどの指導が大切になってくると思われます。

中学校社会においても資料活用の技能についての課題が見られました。この課題を改善するためには小学校と同様に資料をもとに説明させたり、発表させたりする学習活動を充実する必要がございます。

中学校数学でございます。他の教科は東京都との差が1ポイント程度だったのに対して、4ポイント近く差が開いております。課題が見られた問題としては、基礎、基本の問題よりも、資料にございます4の数学的な見方、考え方を見るような問題に課題が見られております。本問題は式が与えられており、それを説明している図と考え方を選ぶ問題でございますが、小学校の授業改善のポイントと同様に日常の授業において生徒の考えを導き出すような指導が重要です。本調査では、算数、数学についての課題がはっきりした結果ではありましたが、現在学力向上パートナーシップ授業として算数、数学については、本調査の結果をもとに学力向上年間推進計画を作成し、授業改善等を進めているところでございます。

このことについては11月から12月初旬にかけて浅野主幹とともに全校を訪問し、ヒアリングを実施いたしました。その結果、中学校においては教科の枠を超え、数学の教員だけでなく、学年の教員全員で東京都が作成した類似問題に取り組んでいる学校があったり、本調査で課題があった単元については全ての学年で統一したプリントを作成し、授業改善を図ってい

る小学校があったり、各学校の課題を的確に捉えて改善を図ろうとしておりました。そして、今月10日から20日までの間にこの取組の効果を検証することを目的として効果測定調査を実施しているところでございます。この結果につきましてはまた改めてお示しをする予定ではございますが、各学校に対してはこの効果測定調査で終わりにするのではなく、平成26年7月に実施する全国学力学習調査につなげていくよう指導してまいりたいと思います。

また、本日資料をお持ちしておりませんが、3年前の平成22年に今の中学校2年生が小学校5年生として本調査を受検しております。当時は4年生に教科の調査を実施し、5年生に読み解く力のみ調査を行っております。その読み解く力を見る調査は4教科で40分、1つの教科に1問程度の設定になっており、5年生からどの程度の変容があったのかを検証するには難しいところではございますが、算数、数学においては10ポイント程度あった東京都との差が2.5ポイント程度に縮まっているという結果になっており、他の評価でも同様の結果にしております。この点を見ると、中学生になってから力をつけてきたものとして判断をできますが、不登校や体調不良を理由に欠席した生徒は3校で27名おり、中学校第2学年の6.8%が未受験であったところが課題となっているところでございます。

本日の分析につきましては、校長会や教務主任会等で各学校に伝えていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

特に細かい分析ありがとうございました。それをまた学校のほうに返していただいているということ、またこれまでの分析結果を踏まえて各学校が努力していらっしゃるということもよくわかりました。

それから、今回の中学校2年生は、大変良い数字が出ていて、これまでの効果が出てきたと喜ばしく思っています。本当にお忙しい中、その学年の小学校5年生までさかのぼって比較・検証していただきましてありがとうございました。

特に小学校の算数、中学校の数学でいつもつまづいているところが同じようなところだなというのは、今回の結果でもわかった気がいたします。特に四角を使った文字式とか、植木算的なものなど、こういう思考力が要するような問題が弱いというのはよくわかった気がしたのですけれども、小学校のうちにしっかり考え方とか、考えを深めることができ

れば、中学校でもクリアしていけるのではないかと思ったりします。

特に英語ですけれども、中学校の英語のところで、先ほど指導主事から外国語の理解能力が都よりも平均上回っているというお話がありましたけれども、その上のほうにコミュニケーションへの関心・意欲・態度というところで、これはマイナス2ポイントぐらい低いです。確かにALTが入って、ずっとやってきたという効果ももちろん見られると思うのですが、小学校、中学校を通してほかの教科全てで関心・意欲・態度は、都に匹敵するぐらい、またはそれ以上のポイントをとっていますので、英語だけその項目のポイントが低いのが気になったところです。小学校の英語、今度5年生から教科として入ってくるということもありますので、小学校のうちからももう少し外国語への関心を高めていけたらいいなと思います。小学校のときから英語が苦手だという思いで上がっていくと、中学校でもなかなか英語が好きになれない子がいたりするのかもしれませんが。これも小学校から継続して見ていくことで中学の英語の改善が見えてくるのかと思います。

今回のこの結果を先ほど見ましたけれども、小学校、中学校とも多分教科への関心・意欲・態度はとても高いという結果に、私はこれからも子どもたちの向上に対してはすごく期待を持てるなと感じております。先生方には引き続きよろしく御指導いただきたいと思っております。

主 幹 よろしいですか。今、意見いただいた件ですけれども、特に英語に対しましては、先般の市議会本会議の一般質問におきまして、教育長から、英語教育にこれからさらに力を入れていきたいという具体的な答弁もございました。来年度の教育課程編成の基本方針にも、それを明記しておりますので、来年度から小学校で具体的な取組を始めていくということでありまして、それから算数、数学につきまして、御指摘があった点なのですが、今回、森保指導主事と、先ほど説明がありましたように、全校を回りまして、学力向上の担当者と具体的な数値等を見ながら話をしたところで、これはやらされているということではなく、やっと担当者をはじめ先生方のやる気に火がついたというか、本気になってきたなということを肌で感じました。実際に、森保指導主事からも報告がありましたように学年で全部取り組んだり、それから小学校にも多学年で段階的にやっていこうというところがはっきりしてまいりまして、これが今回の学力向上パートナーシップ事業を本市で続けてきた大きな成果だと思います。ですから、来年度以降そういった取組を進め、さらに成果が現れてくるよう一層学校への指導、支援をしてまいりたいと考えております。

委員 長 ありがとうございます。ただやりなさいではなくて、一つ一つきちんとデータを示しながら学校に指導されていることが、ここでいい結果として出てきたと思っております。ありがとうございます。

ほかの方、何か御意見ありますか。

教 育 長 今、指導主事と主幹から話がありましたけれども、私は今回英語教育について重点化を図りたいということで、ふっさっ子未来会議あるいは教育委員会の会議でもこれまでさまざま御指摘をいただいているところでございまして、その方向性でまいるたいということについては、英語の専門の教科の先生方の集まりをつくって、小学校のどの段階から何をすべきかといったところで、小中の連続したカリキュラム等が今後必要になると考えておりました、そのための英語教育推進の委員会を次年度設置していきたいと存じます。その英語教育推進の前提となりますのは、やはり国語教育だと思っております。そういった意味では今回中学校で国語の平均点が東京都を上回ったということについては大変高い評価をしているところでございまして、英語教育だけというわけにいかないということは、もう御案内のとおりでございますので、国語教育においてもこれまで以上に力を入れないといけないと思っております。

問題は小学校4年生までの基礎学力をいかに習得するかということで、この未習得をいかになくすかが非常に重要な問題と考えておまして、そういった意味で、東京都が5年生を対象として調査をしていることには非常に大きな意味があると考えております。今後本市独自でも小学校4年生までの習得状況をつかんで、このような分析をしていくことが求められてくると考えておまして、今後また事務局とも相談しながらその辺の検討を深めてまいります。

算数、数学については、今、浅野主幹が申しましたように、やはり東京都の学力向上パートナーシップ事業に今後期待される部分がかかなり大きいと思っております、今のところ大変差が大きくて、ショッキングではありますが、委員長の御指摘のとおり各教科への興味、関心がある程度高くございますので、そういった刺激を与えることによって、その刺激が正確で、的確でなければならないといった点では、この指導主事の分析というのは大変大きいものを占めておまして、これがいわゆる専門性といったところでございますので、教育センターもより専門化する方向でいきましたし、また今後、教科、学力向上においても、こういう専門的な視点を持って、教員に何を努力していただきたいかといったところについては、今後詰めていきたいと考えております。各学校とも大分意欲が見えており

ますので、そのうち公表等のことがまた議論になろうかと思えますけれども、冒頭申し上げましたように、福生の子どもたちのために自信を持って力をつけられているという報告をできるように、また学校とともに連携をしてみたいと考えております。

渡辺委員　今おっしゃったとおりだと思うのですが、それで小学校5年生の国語の問題を見ていると、ふだん家庭で会話する中にも出ているのではないかと思います。だから、家庭学習というよりも家庭環境というのか、ふだんの日常会話での使い方など、そこまで手が届けばもっとよくなってくると思います。家庭まで手を伸ばしていくというのは難しいですね。でも、この問題を見ていると、普段の会話で答えが出ているものもあるではないですか。その辺もぜひ頑張ってそこに届くようにしていただければと思うところです。

委員長　あともう一点なのですけれども、先ほど指導主事の説明の中に不登校の子が受験していないとありました。それが6.8%ぐらいで、結構高い数字ですよ。不登校で学校に来られないからなかなか指導はできないかもしれませんが、この子たちにも勉強できる何か手だてを考えていかなければならないと同時に、上位層に近い子どもたちに、少しやる気というか、できる子だと思うので、いい刺激を与えれば、この分布の山がもっと右寄りになって、上位層へ移行する子どもがたくさん出てくるのではないかと思います。少人数授業などで効果が出ているところもありますので、一層力を入れていただきたいと思います。

教育長　今の不登校の問題なのですけれども、冒頭の報告でも、またこの後、指導主事からもっと詳しい話があるかと思えますけれども、中学校で不登校の出現率が高くなり、この原因が今までと違った原因になってきています。今までは不登校は遊び、非行型的な不登校があったりしましたが、このところ学力不振による不登校がどうしても見え隠れいたしております。そういった点では先ほど申しましたように小学校段階の学力の未習得な状況が中学校に入って、3年後に進路を意識しなければいけないときにかなり重圧となっていると感じられておまして、現場からもそんな報告が上がっております。委員長の御指摘のとおり、やはり、まず小学校の学力習得を考えていかなければいけないということで、そこに注目し、今後重点化しなければいけないと思っていますし、学力対策の中の不登校の子どもたちの学力対策は、冒頭に報告いたしましたけれども、学校適応支援室でその方向で取り組んでおりますが、なかなかそこにまだつながっていない子どもたちも多数おりますので、その辺を今後教育センターの一貫した取

組の中で機能を高めていきたいということでございます。

委員長 教育センターへの期待が大きいところですね。

徳永委員 話を戻してしまって申し訳ないですが、質問です。

小学校5年生の算数の調査結果のグラフの中のゼロ回答が1.6%から1.7%いるかと思うのですが、これについて何かつかんでいることを教えてください。何か特定の学校に集中しているとか、そういう報告とかあるのでしょうか。正答数がゼロという子どものこの数字は異様に高くないですか。

指導主事 そのことについての資料を持ってきていないため、確認をさせていただきたいと思います。

徳永委員 はい。お願いします。

委員長 各学校によって違うのかということでしょうか。

徳永委員 実態を知りたい。そういうことも含めてです。

委員長 では、後ほど調べていただいて、お知らせください。

徳永委員 御説明の中で、もしかしたらわかっているかもしれないけれども書くことに自信がないからという説明が何回かされました。それはもう少し説明してもらえますか。わかるような、わからないような感じがするのですが、わかっているけれども、書けない、自信がないからという説明をいただきましたが。

指導主事 そのことについては正確なデータをもとにお話をさせているのではなく、予想できるというところがございますので、はっきり明確なコメントはできないかと思うのですが、子どもの感覚からすると、もしちょっとでも難しい問題に、これはできないからいやと音を上げてしまって回答をしないという子が多いのではないかと予想されます。最後の最後に間違ってもいいから書こうと思って回答した子が少ないのではないかとこのところでは。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第59号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、報告第59号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第9、報告第60号、平成26年度スプリングスクール実施要項(案)についてを議題といたします。



指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは、日程第9、報告第60号、平成26年度スプリングスクール実施要項（案）についてご説明をいたします。

福生市立中学校スプリングスクールは、平成20年度から始まり、平成25年度で6年目を迎えました。本事業のねらいにつきましては、第1に、中学校入学の時期を捉え宿泊を伴う学習を通して、福生市立中学校の生徒に自ら学び、自ら考える力の基礎となる望ましい学習習慣や生活習慣の基礎を身につけさせること、第2に、宿泊を伴う学習を通して新1年生相互や新1年生の教員との人間関係を育み、中学校生活への早期適用を図るとともに、自他を大切にしたい望ましい集団生活を送る力を身につけさせることとさせていただきます。実施場所は、高尾の森わくわくビレッジでございます。実施期間は、福生第一中学校が平成26年4月23日水曜日から25日金曜日まで、福生第二中学校が4月21日月曜日から23日水曜日まで、福生第三中学校が4月28日月曜日から30日水曜日までのそれぞれ2泊3日の日程でございます。

主な実施内容として、朝の体操、早寝早起き、朝ご飯等の生活習慣の改善、小学校の復習、中学校における学習方法の習得、放課後の学習習慣の意識づけ等の学習習慣の改善、学級集団、仲間づくり等の集団生活の基礎、診断テスト等による学習生活状況の分析がでございます。

今後の日程でございます。1月に定例校長会及び福生市立中学校スプリングスクール実施協議会に要項を提示し、2月に実施協議会として担当教員と指導室事務局と現地での実地踏査及び施設との打合せを行った上で、4月21日より本事業を実施する予定でございます。

また、実施後の協議会として、スプリングスクールの成果と課題を協議するとともに、業者による総合学力診断テストの分析方法についての説明を実施いたします。総合学力診断テストの結果は、実施した中学校ごと及び出身小学校ごとにまとめられますので、小学校教員も出席した上で分析結果を各学校でも検討し、授業改善推進プランの基礎データなどに活用していただく予定です。

経費につきましては、食費は生徒の自己負担金とし、他の諸経費については市費で負担いたします。

資料では、参考といたしまして平成25年度の実績を掲載しております。報告は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

渡辺委員 質問ではないのですが、今年の25年度のスプリングスクールと26年度の事業のねらいがありますが、何か裏のねらいといった、去年こうだったけれども、今年のねらいはこうだと、そういったことはないのでしょうか。特になければ別にいいです。

委員 長 よろしいでしょうか。

徳永委員 場所の問題は解決したのでしょうか。以前に、使えなくなると言っていないでしたか。

教育 長 再来年までは大丈夫です。

委員 長 スプリングスクールは、平成20年から始まっていまして、福生の子どもにとって生活習慣、学習習慣を身につけさせるきっかけとなって、とても良い企画だと思っていたのですけれども、今ここでお話になりましたけれども、実施場所が確保できなくなる可能性が出てきているとか、またマンネリ化してきて、学校の先生方の捉え方が、もしかして少しずつ変わってきている部分があるのかなと思うところもあったのですけれども、先生方の意識についてはいかがでしょうか。これまでと変わらないですか。

主 幹 毎回スプリングスクール実施協議会でさまざまな御意見が出ます。教員の負担が大きいのではないかとということももちろん出ます。しかしながら、委員長おっしゃったようにこの取組の成果というのは非常に大きくと本市では捉えていますので、継続して行っていくよう御理解を得ながら進めていっているところでございます。来年度もまた実施前に協議会等ございますので、改めて実施に向けた各学校の意見等も集約して、反映してまいりたいと思いますし、それから今年度から新たに行ったところのスプリングスクール実施後に、そこで行ったテストについて、小学校とも結果を共有して、小学校での学習に還元していこうというのを今年度から始めましたので、また来年度さらに力を入れていきたいところと、それから小中一貫教育への取組を今年度始めたことから考えますと、これまで福生第一中学校のスプリングスクールには第二小学校、第三小学校の教員が行って、自分たちの学校の卒業生の新たな学習、生活の様子を見て、その成長なり、課題なりを捉えてくるということを行っていたのですが、残念ながら福生第二中学校、第三中学校においては小学校の教員が全然そういったことを行っておりませんでしたので、これはもう来年度に向けて、小中一貫といったところをさらに定着させていくためには、送り出したら終わりではなくて、そこに行って実態を見て、また小・中学校間の連携をできるように、そういったことも図ってまいりたいと考えております。

委員長 ありがとうございます。小学校の先生方にも参加していただいて、一緒にそれこそ15歳までの学力の保障というか、それを考えていただけるのに良い取組であると思っております。先生方の御負担は大きいと思えますけれども、来年度もしっかり実施していただきたいと思えます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第60号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

報告第60号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第10、報告第61号、平成24年度文部科学省児童・生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査結果についてを議題といたします。

指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは、日程第10、報告第61号、平成24年度文部科学省児童・生徒の問題行動と生活指導上の諸問題に関する調査結果につきまして報告させていただきます。

本調査は文部科学省及び東京都の依頼による福生市の公立小・中学校を対象として、平成24年度に発生した暴力行為、いじめ、不登校等の実態を把握するために実施したものでございます。既に8月16日の福生市教育委員会協議会におきまして、本市の速報値を報告させていただきましたが、その後12月10日に全国及び東京都の調査結果が公表されましたので、本日最終報告とさせていただきます。

今回公表された全国及び東京都の数値につきましては、今年の数字を網かけでお示ししております。その内容は56ページの東京都におけるいじめの解消率、57ページの全国及び東京都の不登校の出現率、不登校児童・生徒の東京都における学校復帰率の3点でございます。

いじめに関しては、小学校で56件、中学校で29件と平成23年度に比べて倍以上の数が認知されております。この理由は、昨年度発生したいじめ問題による調査や教員に対して実施した研修等により、教員のいじめに対する認識が深まり、今まではいじめと認知しなかったことをいじめと認知し、速やかに対応している結果と読み取れます。認知した場合は認知した段階で報告書により指導室に報告を上げるようにしております。

内容につきましては、発達段階による程度の差はございますが、ほと

んどが悪口を言われた、無視された、からかわれた等の事案であり、教員による指導後、教員の見取りやアンケート等により解消が図られております。

不登校の状況についてでございますが、東京都及び全国の結果を見てもみますと、不登校児童・生徒数は、小学校でほぼ横ばい、中学校で確実に減少しており、本市における現状との差が見られております。本市では、不登校の出現率につきましては依然として高い数値になっておりますが、右側の学校復帰率が平成23年度の調査に引き続き24年度においても東京都の復帰率を大きく上回る結果になりました。これは教員、スクールソーシャルワーカー、家庭と子どもの支援員等が家庭訪問を小まめに行ったり、学校とそよかぜ教室との連携を強めたりした努力の成果として見る事ができます。不登校につきましては引き続き学校復帰に向けた働きかけを続けていくと同時に、未然防止に向けた学級経営のあり方や授業改善についてさまざまな研修等を通して教員への指導、助言を行ってまいりたいと存じます。

以上、報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

不登校については先ほどのお話に出ていましたけれども、子どもの数が減っているのに増えているところで、先ほど教育長がおっしゃったように原因の質が変わってきたのかと私も少し感じております。でも、学校への復帰率というのが、確かに徐々に上がってきておりますので、このあたり先生方の御努力というか、先ほどいろいろお話しいただきましたけれども、その成果が表われているのかと思えますけれども、不登校についてはもう少しちゃんと取り組んでいかなければいけないかという印象を持ちました。

また、いじめについてもすごい大きな数が出ているのですけれども、小学校、中学校とも解消率100%ということで、喜ばしいことだとは思いますが、実際にはなかなか気がつかないところもあると聞いています。特にその中で危険予知能力ではないですが、いじめがどの方向に発展していくのかというのは、やはり現場の先生方の経験とか、感覚でしかわからない部分もたくさんあると思います。先生方もそういったような心理面での研修もまたしていただきながら、ぜひとも早目に解決していただきたいと思えます。

教育長 今回の私の認識なのですが、いじめの解消の100%というのは、ど

うなのかというところでは若干疑義を持っております。つまり、いじめというのは人間関係の中で生じておりますので、何をもって解消したかというのはそれぞれでございますし、解消したと一旦認知しても、また再燃してしまうといったことがよくあることでございますので、100%とすることでかえって教員の危機意識とか、子どもの見取りの油断がでてくるといけないとは思っております、そういった意味では東京都や、全国等の平均等を見ましても、なかなか完全に解決するのは難しいということが言えるかと思えます。そういった意味では必ずしも100%であればいいとは見ていません、むしろ今後も注視して、児童・生徒の心の揺れについてきちんと寄り添っていくように、早期にサインを見逃さないといった指導が重要だと、私はこのいじめについての課題認識はそのように持っているところでございます。

委員 長 いじめの平成24年度の56件は、今、教育長からも話がありましたけれども、前回解決したと思われているものがまた再燃したものなのかどうかということはわかるのでしょうか。

指導 主 事 学期ごとにふれあい調査というものがございまして、そこでいじめのアンケートを実施しております。その中にいじめが再発しているかどうかをチェックする項目がありまして、そういったところで教員が見取りを図っているところでございます。そのほかにもふだんの教育活動の中で一度いじめがあったものに対しては、そこで解消したと見ずに、継続的に見ていくようにという指導をしております。

委員 長 例えばこの数字の中に再燃したケースも含まれているということでしょうか。

指導 主 事 再燃したケースが何件という数字は、手元の資料としてございませんが、この中には含まれています。

教 育 長 現場の感覚から申せば、いじめというのは加害者、被害者といいますが、両者の関係や人数が変わったり、その対象が変わったりという部分で、どれが再燃かというところはなかなか突き止めにくい部分はあるだろうと思っております。だから、いわゆる人権尊重といったところとか、あるいは命の教育であるといった部分で、きちんとその辺も並行してやっていかないと、解消というところに持っていくのは果たしていかなものかなということが見られるところでございます。

委員 長 ほかにございますか。よろしいですか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第61号は報告のとおり承認することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、報告第61号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第11、その他報告事項について説明願います。

はじめに、平成26年福生市成人式について、生涯学習推進課長、説明をお願いします。

生涯学習推進課長 それでは、その他報告事項1、平成26年福生市成人式について御説明させていただきます。

議案書の61ページをお願いいたします。平成26年の成人式は、平成26年1月13日の成人の日に行います。会場は市民会館で、受付開始時間は午後零時30分、また式典につきましては午後1時から1時45分までを予定しております。その後、成人のつどいを午後3時まで行う予定でございます。

主催でございますが、福生市と福生市教育委員会、また成人のつどいは福生市成人式実行委員会が共催をいたします。

対象者の新成人につきましては642名で、昨年と比較いたしまして5名の減でございます。

主催者挨拶といたしまして、市長と教育委員長に御挨拶を頂戴いたしたく存じます。また、教育委員の皆様には主催者として御登壇いただきたく開催の御案内をさせていただいているところでございます。

成人のつどいでございますが、学校給食課の協力をいただきまして、懐かしの給食コーナー、また着付け直しコーナーを予定しております。

その他受付や警備体制につきましては昨年同様に教育委員会関係各課にお願いをしているところでございます。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

最後に、学校給食実施の要望について、庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、その他報告事項の2点目の中学校給食実施の要望についてでございます。資料のとおり1件目は、中学校給食の実施を求める会、また基地のまちから教育・福祉のまちに…みんなの会から福生市長及び福生市教育長宛てに、中学校給食実施の検討に当たっての要望書が寄せられました。もう一件は、裏面でございますが、福生市議会正和会会長、末次和夫氏より市長宛て、また教育長宛てに中学校給食実施の要望が寄せられております。この要望書が寄せられたということの報告のみでございまして、

これにおきましては、通常要望書は聞きおくという扱いで、特に回答をするという扱いはとってございません。

以上でございます。

委 員 長 ほかにその他報告ございませんか。

委員の皆さんから何かございますか。

ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成25年第12回福生市教育委員会定例会を終了いたします。

午前11時43分 閉会